平成２６年（フ）第２１８号
京都市西京区牛ケ瀬西柿町17番地　ハイツ西柿Ｂ101
債務者　安田　亜矢
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
京都府向日市寺戸町東野辺60番地の１　大喜荘１階１号
債務者　山口多美子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
京都市西京区山田北山田町６番地２　ヴィラ西山105号
債務者　河田　順一
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３３２号
京都市南区久世中久世町３丁目８番地１　M・レヴェンテ102号
債務者　髙橋　佑斗
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３５０号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字車付７番地１　有限会社京奈運輸内
債務者　白井　一慶
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
京都市右京区常盤一ノ井町３番地１　ツイン双ヶ丘502号
債務者　清水　　縁
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
京都市西京区川島玉頭町２番地11　メゾン・ド・パプリカ505号
債務者　安達真由美
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目162番地の13新光荘11号
債務者　白子　勝也
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７５号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番20―1008号
債務者　髙須　祐士
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７２号
奈良県生駒郡三郷町三室１丁目５番18号
債務者　下村　和永
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１４号
広島県三原市宮沖１丁目10番５号　岡田アパート
債務者　年清　善敬
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第６９号
愛媛県松山市築山町12番30号　カサグランデ築山607号
債務者　河上　明美
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７２号
愛媛県松山市吉藤４丁目２番８号　県営住宅潮見団地第115号
債務者　髙橋　美紀
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８３号
愛媛県松山市堀江町甲864番地の24
債務者　竹縄三奈子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４号
愛媛県松山市会津町３番14号、住民票上の住所愛媛県松山市勝岡町96番地２
債務者　中野　健次
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９３号
愛媛県松山市畑寺４丁目14番34号
債務者　山岡　真二
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９４号
愛媛県松山市東石井２丁目23番10号　東石井中村ビル301号
債務者　松本　英二
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
松山地方裁判所民事部